

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業の拠点が1つであるため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 法人本部拠点（社会福祉事業）

「法人本部」
 - ② 障害福祉サービス事業多機能型事業所飛翔食房拠点（社会福祉事業）

「障害福祉サービス事業飛翔食房（就労支援）」

「障害福祉サービス事業飛翔食房（就労継続支援A型）」

「障害福祉サービス事業飛翔食房（就労継続支援B型）」

「障害福祉サービス事業飛翔食房（就労定着支援）」

- ③ 障害福祉サービス事業多機能型事業所訓練はばたけ拠点（社会福祉事業）
「障害福祉サービス事業訓練はばたけ（生活訓練）」
「障害福祉サービス事業訓練はばたけ（生活介護）」
- ④ 障害福祉サービス事業共同生活事業はばたけ寮拠点（社会福祉事業）
「障害福祉サービス事業はばたけ寮（共同生活援助）」
- ⑤ 障害福祉サービス事業地域活動支援センター翔拠点（社会福祉事業）
「障害福祉サービス事業地域活動支援センター」
「障害福祉サービス事業地域活動支援センター（特定相談支援）」
- ⑥ フジツル製麺（仮称）拠点（社会福祉事業）
「障害福祉サービス事業フジツル製麺（仮称）（就労継続支援B型）」令和2年度開設予定
- ⑦ フジツル（仮称）不動産賃貸拠点（収益事業）
「不動産賃貸事業」令和2年度収益事業開始予定

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	52,879,211	0	0	52,879,211
建物	63,672,334	0	7,700,067	55,972,267
合 計	116,551,545	0	7,700,067	108,851,478

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩 4,639,641円

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	200,024,110	144,051,843	55,972,267
建物(令和2年度使用開始予定)	5,682,944	0	5,682,944
構築物	5,416,524	2,565,880	2,850,644
機械及び装置	13,282,473	11,204,592	2,077,881
車輛運搬具	19,062,170	14,256,253	4,805,917
器具及び備品	58,710,892	56,134,550	2,576,342
建設仮勘定(令和2年度完成予定建物工事代)	1,063,416	0	1,063,416
合 計	303,242,529	228,213,118	75,029,411

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	32,043,093	0	32,043,093
合 計	32,043,093	0	32,043,093

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の評価方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1.1. 重要な後発事象

該当なし

1.2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（多機能型事業所飛翔食房拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所飛翔食房拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 基本財産及びその他の固定資産明細書（別紙3(⑧)）
- (3) 引当金明細書（別紙3(⑨)）
- (4) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）
- (5) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）
 - ア 就労移行支援サービス区分
 - イ 就労継続支援A型サービス区分
 - ウ 就労継続支援B型サービス区分
 - エ 就労定着支援サービス区分
- (6) 積立金・積立資産明細書（別紙3(⑫)）
- (7) サービス区分間繰入金明細書（別紙(⑬)）
- (8) 就労支援事業別事業活動明細書（別紙(⑭)）
- (9) 就労支援事業製造原価明細書（別紙(⑯)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,009,754	0	0	15,009,754
建物	35,379,486	0	3,884,937	31,494,549
合 計	50,389,240	0	3,884,937	46,504,303

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩 3,082,553円

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	123,247,692	91,753,143	31,494,549
構築物	4,321,256	2,116,516	2,204,740
機械及び装置	12,818,073	11,111,250	1,706,823
車輛運搬具	11,720,170	8,663,465	3,056,705
器具及び備品	43,526,818	41,673,462	1,853,356
合 計	195,634,009	155,317,836	40,316,173

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,449,109	0	15,449,109
合 計	15,449,109	0	15,449,109

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（地域活動支援センター翔拠点）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）

・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域活動支援センター翔拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 基本財産及びその他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 引当金明細書(別紙3(⑨))
- (4) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (5) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 地域活動支援センターサービス区分
 - イ 特定相談支援事業サービス区分
- (6) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,869,457	0	0	3,869,457
建物	5,545,652	0	929,716	4,615,936
合 計	9,415,109	0	929,716	8,485,393

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	34,250,418	29,634,482	4,615,936
構築物	1,095,268	449,364	645,904
車輛運搬具	2,712,000	2,711,997	3
器具及び備品	10,919,257	10,563,228	356,029
合 計	48,976,943	43,359,071	5,617,872

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,422,600	0	4,422,600
合 計	4,422,600	0	4,422,600

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（共同生活事業はばたけ寮拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同生活事業はばたけ寮拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 基本財産及びその他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 引当金明細書(別紙3(⑨))
- (4) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (5) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ア 共同生活援助サービス区分
- (6) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,300,000	0	0	14,300,000
合 計	14,300,000	0	0	14,300,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	20,301,000	10,471,919	9,829,081
器具及び備品	2,501,825	2,418,869	82,956
合 計	22,802,825	12,890,788	9,912,037

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,337,774	0	5,337,774
合 計	5,337,774	0	5,337,774

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1.1. 重要な後発事象

該当なし

1.2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（多機能型事業所訓練はばたけ拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所訓練はばたけ拠点計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 基本財産及びその他の固定資産明細書（別紙3(⑧)）
- (3) 引当金明細書（別紙3(⑨)）
- (4) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）
- (5) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）
 - ア 自立訓練（生活訓練）サービス区分
 - イ 生活介護サービス区分
- (6) 積立金・積立資産明細書（別紙3(⑫)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,700,000	0	0	19,700,000
合 計	19,700,000	0	0	19,700,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	22,225,000	12,192,299	10,032,701
構築物	464,400	93,342	371,058
車輛運搬具	4,630,000	2,880,791	1,749,209
器具及び備品	1,762,992	1,478,991	284,001
合 計	29,082,392	16,645,423	12,436,969

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,813,610	0	6,813,610
合 計	6,813,610	0	6,813,610

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（フジツル製麺(仮称)拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) フジツル製麺(仮称)拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3⑧)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
- ア 就労継続支援B型サービス区分(令和2年度開始予定)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	4,189,890	0	4,189,890
その他	1,063,416	0	1,063,416
合計	5,253,306	0	5,253,306

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（フジツル(仮称)不動産賃貸事業拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債権等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 個別法に基づく原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能見込み額を計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) フジツル(仮称)不動産賃貸事業拠点計算書類 (第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書 (別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3(⑪))

フジツル(仮称)不動産賃貸事業 (収益事業、令和2年度賃貸開始予定)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,493,054	0	1,493,054
合 計	1,493,054	0	1,493,054

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし